

令和5年10月吉日

保護者各位

社会福祉法人日昇会
浅川保育園
園長 上原 剛

『認定こども園（保育所型）』への運営変更について

秋晴の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

表記の件につきまして、来年度(令和6年4月)より浅川保育園は『認定こども園（保育所型）』として運営することになりましたので皆様にご報告させていただきます。本来であれば説明会を開催するのですが、参集しての開催は控えさせて頂き、下記の通り文章にて皆様にお知らせさせていただきますのでご了承下さい。

『認定こども園』とは、教育と保育を一体的に行う施設で保育園と幼稚園の両方の良さを併せ持つ施設です。浅川保育園としての教育・保育方針や内容等は今まで通り、基本的に大きな変化はありませんが、保育士を多く配置できることでより手厚い教育と保育が実現できます。また、保護者が働いている、いないに関わらず利用でき、就業状況等が変化した場合（育児休業や退職など）でも、子どもたちが通い慣れた施設を継続して利用できること、場合によっては保育料の負担軽減も見込まれることなどが大きな特長です。保育に欠けない子ども（未就労の保護者のお子さま等）でも「1号認定子ども」として、お預かりする事ができるようになります（但し、定員15名まで）。もちろん「2号認定子ども」「3号認定子ども」のお子さまも今まで通り、継続して保育園に通うことができます。

- ・ 1号認定子ども：満3歳以上児（定員15名まで）

特に保護者の要件（就労や介護等）は必要ありません。

- ・ 2号認定子ども：満3歳以上児

保護者のいずれもが「保育を必要とする事由（就労や介護等）」が必要。

- ・ 3号認定子ども：満3歳未満児

保護者のいずれもが「保育を必要とする事由（就労や介護等）」が必要。

『認定こども園』への移行に伴い下記について変更となります。

- ・ 保護者と保育園との直接契約になりますので、在園児の保護者の皆様は次年度以降の契約を個別に行います。
- ・ 保育料について：現在北九州市が徴収している保育料の扱いが保育園への直接支払いとなります。改めて口座引き落としの手続きをしていただきます。
※保育料(階層区分)・保育必要量の決定については今まで通り北九州市が行います。
- ・ 保育の内容が特に大きく変わる事はありません。
- ・ 現在の在園児は今まで通り、継続して保育園に通う事ができます。

※ 移行の旨を、先にお知らせいたします。

詳細は後日、お知らせいたします。